

組 合 公 報

平 成 2 6 年 4 月 1 日

富 山 市 下 野 9 9 5 番 地 の 3

富 山 県 市 町 村 職 員 共 済 組 合

電 話 0 7 6 (4 3 1) 8 0 3 1

○公告第1号

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款の一部を変更することについては、平成26年2月24日招集の第145回組合会において議決され、総務大臣に認可申請を行ったところ、平成26年3月31日付け総行福第123号をもって認可を受けたので、下記のとおり公告する。

平 成 2 6 年 4 月 1 日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高 橋 正 樹

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款（昭和37年定款第1号）の一部を次のように変更する。

第43条第1項(1)の表中「1,000分の45.6」を「1,000分の51.1」に、「1,000分

の 6.1」を「1,000 分の 6.6」に、「1,000 分の 1.9」を「1,000 分の 2.7」に改め、同項(2)の表中「1,000 分の 36.48」を「1,000 分の 40.88」に、「1,000 分の 4.88」を「1,000 分の 5.28」に、「1,000 分の 1.52」を「1,000 分の 2.16」に改める。

第 43 条の 2 中「1,000 分の 91.2」を「1,000 分の 102.2」に、「1,000 分の 12.2」を「1,000 分の 13.2」に改める。

第 45 条中「平成 25 年度」を「平成 26 年度」に、「1,940 円」を「2,005 円」に改める。

附則第 2 項の表中「1,000 分の 36.48」を「1,000 分の 40.88」に、「1,000 分の 4.88」を「1,000 分の 5.28」に、「1,000 分の 1.52」を「1,000 分の 2.16」に改める。

別表中「高岡市水道局」を「高岡市上下水道局」に改め、「富山地域衛生組合」を削る。

附 則

- 1 この変更は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 43 条第 1 項、第 43 条の 2 及び附則第 2 項の規定は、平成 26 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更 新旧対照表

(傍線部分は、変更を示す)

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																																																																						
第1条 ～ 第42条 (略) 第8章 掛金及び負担金 (掛金及び負担金の額) 第 43 条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の給料(運営規則で定める仮定給料を含む。以下同じ。)及び期末手当等(運営規則で定める仮定期末手当等を含む。以下同じ。)の額にそれぞれ次の各表に掲げる数値を乗じて得た額とする。 (1) 給料の額に乘じる数値 <table><tr><th rowspan="3">組合員の種別</th><th colspan="3">給料と掛金との割合</th><th colspan="3">給料と負担金との割合</th></tr><tr><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th></tr><tr><th>短期分</th><th>介護分</th><th>短期分</th><th>介護分</th></tr><tr><td>一 般 組 合 員</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td></tr><tr><td>市町村長組合員</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td></tr><tr><td>特定消防組合員</td><td>45.6</td><td>6.1</td><td>2.125</td><td>45.6</td><td>6.1</td><td>2.125</td></tr><tr><td>長 期 組 合 員</td><td>1,000分</td><td></td><td></td><td>1,000分</td><td></td><td></td></tr><tr><td>市町村長長期組合員</td><td>の</td><td>—</td><td>—</td><td>の</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>特定消防長期組合員</td><td>1.9</td><td></td><td></td><td>1.9</td><td></td><td></td></tr></table>	組合員の種別	給料と掛金との割合			給料と負担金との割合			短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業	短期分	介護分	短期分	介護分	一 般 組 合 員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	市町村長組合員	の	の	の	の	の	の	特定消防組合員	45.6	6.1	2.125	45.6	6.1	2.125	長 期 組 合 員	1,000分			1,000分			市町村長長期組合員	の	—	—	の	—	—	特定消防長期組合員	1.9			1.9			第1条 ～ 第42条 (略) 第8章 掛金及び負担金 (掛金及び負担金の額) 第 43 条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の給料(運営規則で定める仮定給料を含む。以下同じ。)及び期末手当等(運営規則で定める仮定期末手当等を含む。以下同じ。)の額にそれぞれ次の各表に掲げる数値を乗じて得た額とする。 (1) 給料の額に乘じる数値 <table><tr><th rowspan="3">組合員の種別</th><th colspan="3">給料と掛金との割合</th><th colspan="3">給料と負担金との割合</th></tr><tr><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th></tr><tr><th>短期分</th><th>介護分</th><th>短期分</th><th>介護分</th></tr><tr><td>一 般 組 合 員</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td></tr><tr><td>市町村長組合員</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td></tr><tr><td>特定消防組合員</td><td>51.1</td><td>6.6</td><td>2.125</td><td>51.1</td><td>6.6</td><td>2.125</td></tr><tr><td>長 期 組 合 員</td><td>1,000分</td><td></td><td></td><td>1,000分</td><td></td><td></td></tr><tr><td>市町村長長期組合員</td><td>の</td><td>—</td><td>—</td><td>の</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>特定消防長期組合員</td><td>2.7</td><td></td><td></td><td>2.7</td><td></td><td></td></tr></table>	組合員の種別	給料と掛金との割合			給料と負担金との割合			短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業	短期分	介護分	短期分	介護分	一 般 組 合 員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	市町村長組合員	の	の	の	の	の	の	特定消防組合員	51.1	6.6	2.125	51.1	6.6	2.125	長 期 組 合 員	1,000分			1,000分			市町村長長期組合員	の	—	—	の	—	—	特定消防長期組合員	2.7			2.7			一般職の組合員に対する短期給付財源率及び介護保険財源率の引き上げ並びに長期組合員等の育児・介護休業手当金に係る掛金・負担金の引き上げ 【給料に対する掛金・負担率 = 財 源 率 (短 期 81.76%、介護 10.56%) × 1/2 × 1.25(特別職は1)】 1 短期分(一般職) (1) 給料に対する掛金率 45.6%⇒51.1%(+5.5) (2) 期末手当等に対する掛金率 36.46%⇒40.88%(+4.4) 2 介護分(一般職) (1) 給料に対する掛金率 6.1%⇒6.6%(+0.5) (2) 期末手当等に対する掛金率 4.88%⇒5.28%(+0.4) 3 育児・介護休業手当金に係る掛金・負担金 ⇒ 3月末総務省告示
組合員の種別		給料と掛金との割合			給料と負担金との割合																																																																																																																			
		短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業																																																																																																																	
	短期分	介護分	短期分		介護分																																																																																																																			
一 般 組 合 員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分																																																																																																																		
市町村長組合員	の	の	の	の	の	の																																																																																																																		
特定消防組合員	45.6	6.1	2.125	45.6	6.1	2.125																																																																																																																		
長 期 組 合 員	1,000分			1,000分																																																																																																																				
市町村長長期組合員	の	—	—	の	—	—																																																																																																																		
特定消防長期組合員	1.9			1.9																																																																																																																				
組合員の種別	給料と掛金との割合			給料と負担金との割合																																																																																																																				
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業																																																																																																																		
	短期分	介護分		短期分	介護分																																																																																																																			
一 般 組 合 員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分																																																																																																																		
市町村長組合員	の	の	の	の	の	の																																																																																																																		
特定消防組合員	51.1	6.6	2.125	51.1	6.6	2.125																																																																																																																		
長 期 組 合 員	1,000分			1,000分																																																																																																																				
市町村長長期組合員	の	—	—	の	—	—																																																																																																																		
特定消防長期組合員	2.7			2.7																																																																																																																				

変 更 前							変 更 後							備 考
(2) 期末手当等の額に乗じる数値							(2) 期末手当等の額に乗じる数値							
組合員の種別	期末手当等と掛金との割合			期末手当等と負担金との割合			組合員の種別	期末手当等と掛金との割合			期末手当等と負担金との割合			
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業		短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業	
	短期分	介護分		短期分	介護分			短期分	介護分		短期分	介護分		
一般組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	一般組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	任意継続組合員に係る短期給付財源率及び介護保険財源率の引き上げ 【退職時給料月額等の掛金標準額に対する掛金率＝財源率(短期81.76‰、介護10.56‰)×1.25】 1 短期分 91.2‰⇒102.2‰(+11) 2 介護分 12.2‰⇒13.2‰(+1)
市町村長組合員	の	の	の	の	の	の	市町村長組合員	の	の	の	の	の		
特定消防組合員	36.48	4.88	1.7	36.48	4.88	1.7	特定消防組合員	40.88	5.28	1.7	40.88	5.28	1.7	
長期組合員	1,000分			1,000分			長期組合員	1,000分			1,000分			
市町村長長期組合員	の	—	—	の	—	—	市町村長長期組合員	の	—	—	の	—	—	
特定消防長期組合員	1.52			1.52			特定消防長期組合員	2.16			2.16			
2 組合は、毎事業年度、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 160 条第 14 項に規定する特定保険料率に相当する財源率を定めるものとする。この場合において、組合は、当該定めた財源率について、理事長が定める方法により組合員に周知するものとする。							2 組合は、毎事業年度、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 160 条第 14 項に規定する特定保険料率に相当する財源率を定めるものとする。この場合において、組合は、当該定めた財源率について、理事長が定める方法により組合員に周知するものとする。							
(任意継続掛金の額)							(任意継続掛金の額)							
第 43 条の 2 任意継続組合員に係る短期給付（介護納付金の納付に係るものを除く。）及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第 48 条第 3 項各号に掲げる額のうちいずれか少ない額に 1,000 分の 91.2 を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同項各号に掲げる額のうちいずれか少ない額に 1,000 分の 12.2 を乗じて得た額とする。ただし、同項ただし書に規定する総務大臣の定める要件を備える者にあつては、同項第 1 号の額からその額に 100 分の 30 を乗じた額を控除した額をもって、同号の額とする。							第 43 条の 2 任意継続組合員に係る短期給付（介護納付金の納付に係るものを除く。）及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第 48 条第 3 項各号に掲げる額のうちいずれか少ない額に 1,000 分の 102.2 を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同項各号に掲げる額のうちいずれか少ない額に 1,000 分の 13.2 を乗じて得た額とする。ただし、同項ただし書に規定する総務大臣の定める要件を備える者にあつては、同項第 1 号の額からその額に 100 分の 30 を乗じた額を控除した額をもって、同号の額とする。							

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																																																																						
第 44 条 （略） （資金の繰入れ） 第 45 条 平成 25 年度における地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）第 7 条第 1 項の規定により定款で定める金額は、<u>1,940 円</u>とする。 第 46 条～第 50 条 （略） 附 則 1 （略） 2 組合員のうち施行令第 18 条に規定する特別職の職員等である組合員の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、当分の間、第 43 条第 1 項の規定にかかわらず、当該組合員の給料又は期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる数値を乗じて得た額とする。 <table><tr><th rowspan="3">組合員の種別</th><th colspan="3">給料又は期末手当等と掛金との割合</th><th colspan="3">給料又は期末手当等と負担金との割合</th></tr><tr><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th></tr><tr><th>短期分</th><th>介護分</th><th>短期分</th><th>介護分</th></tr><tr><td>一 般 組 合 員</td><td><u>1,000 分</u></td><td><u>1,000 分</u></td><td><u>1,000 分</u></td><td><u>1,000 分</u></td><td><u>1,000 分</u></td><td><u>1,000 分</u></td></tr><tr><td>市町村長組合員</td><td><u>の</u></td><td><u>の</u></td><td><u>の</u></td><td><u>の</u></td><td><u>の</u></td><td><u>の</u></td></tr><tr><td>特定消防組合員</td><td><u>36.48</u></td><td><u>4.88</u></td><td><u>1.7</u></td><td><u>36.48</u></td><td><u>4.88</u></td><td><u>1.7</u></td></tr><tr><td>長 期 組 合 員</td><td><u>1,000 分</u></td><td></td><td></td><td><u>1,000 分</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td>市町村長長期組合員</td><td><u>の</u></td><td><u>—</u></td><td><u>—</u></td><td><u>の</u></td><td><u>—</u></td><td><u>—</u></td></tr><tr><td>特定消防長期組合員</td><td><u>1.52</u></td><td></td><td></td><td><u>1.52</u></td><td></td><td></td></tr></table> 3～13 略)	組合員の種別	給料又は期末手当等と掛金との割合			給料又は期末手当等と負担金との割合			短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業	短期分	介護分	短期分	介護分	一 般 組 合 員	<u>1,000 分</u>	<u>1,000 分</u>	<u>1,000 分</u>	<u>1,000 分</u>	<u>1,000 分</u>	<u>1,000 分</u>	市町村長組合員	<u>の</u>	<u>の</u>	<u>の</u>	<u>の</u>	<u>の</u>	<u>の</u>	特定消防組合員	<u>36.48</u>	<u>4.88</u>	<u>1.7</u>	<u>36.48</u>	<u>4.88</u>	<u>1.7</u>	長 期 組 合 員	<u>1,000 分</u>			<u>1,000 分</u>			市町村長長期組合員	<u>の</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>の</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	特定消防長期組合員	<u>1.52</u>			<u>1.52</u>			第 44 条 （略） （資金の繰入れ） 第 45 条 平成 26 年度における地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）第 7 条第 1 項の規定により定款で定める金額は、<u>2,005 円</u>とする。 第 46 条～第 50 条 （略） 附 則 1 （略） 2 組合員のうち施行令第 18 条に規定する特別職の職員等である組合員の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、当分の間、第 43 条第 1 項の規定にかかわらず、当該組合員の給料又は期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる数値を乗じて得た額とする。 <table><tr><th rowspan="3">組合員の種別</th><th colspan="3">給料又は期末手当等と掛金との割合</th><th colspan="3">給料又は期末手当等と負担金との割合</th></tr><tr><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th></tr><tr><th>短期分</th><th>介護分</th><th>短期分</th><th>介護分</th></tr><tr><td>一 般 組 合 員</td><td><u>1,000 分</u></td><td><u>1,000 分</u></td><td><u>1,000 分</u></td><td><u>1,000 分</u></td><td><u>1,000 分</u></td><td><u>1,000 分</u></td></tr><tr><td>市町村長組合員</td><td><u>の</u></td><td><u>の</u></td><td><u>の</u></td><td><u>の</u></td><td><u>の</u></td><td><u>の</u></td></tr><tr><td>特定消防組合員</td><td><u>40.88</u></td><td><u>5.28</u></td><td><u>1.7</u></td><td><u>40.88</u></td><td><u>5.28</u></td><td><u>1.7</u></td></tr><tr><td>長 期 組 合 員</td><td><u>1,000 分</u></td><td></td><td></td><td><u>1,000 分</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td>市町村長長期組合員</td><td><u>の</u></td><td><u>—</u></td><td><u>—</u></td><td><u>の</u></td><td><u>—</u></td><td><u>—</u></td></tr><tr><td>特定消防長期組合員</td><td><u>2.16</u></td><td></td><td></td><td><u>2.16</u></td><td></td><td></td></tr></table> 3～13 略)	組合員の種別	給料又は期末手当等と掛金との割合			給料又は期末手当等と負担金との割合			短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業	短期分	介護分	短期分	介護分	一 般 組 合 員	<u>1,000 分</u>	<u>1,000 分</u>	<u>1,000 分</u>	<u>1,000 分</u>	<u>1,000 分</u>	<u>1,000 分</u>	市町村長組合員	<u>の</u>	<u>の</u>	<u>の</u>	<u>の</u>	<u>の</u>	<u>の</u>	特定消防組合員	<u>40.88</u>	<u>5.28</u>	<u>1.7</u>	<u>40.88</u>	<u>5.28</u>	<u>1.7</u>	長 期 組 合 員	<u>1,000 分</u>			<u>1,000 分</u>			市町村長長期組合員	<u>の</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>の</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	特定消防長期組合員	<u>2.16</u>			<u>2.16</u>			平成 26 年度における短期経理から業務経理へ繰り入れる事務費の限度額の変更 (+65 円) 特別職の組合員に対する短期給付財源率及び介護保険財源率の引き上げ並びに長期組合員等の育児・介護休業手当金に係る掛金・負担金の引き上げ 【給料に対する掛金・負担金率＝財源率（短期 81.76‰、介護 10.56‰）×1/2×1（一般職は 1.25）】 1 短期分（特別職） 36.46‰⇒40.88‰(+4.4) 2 介護分（特別職） 4.88‰⇒5.28‰(+0.4) 3 育児・介護休業手当金に係る掛金・負担金 ⇒ 3 月末総務省告示
組合員の種別		給料又は期末手当等と掛金との割合			給料又は期末手当等と負担金との割合																																																																																																																			
		短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業																																																																																																																	
	短期分	介護分	短期分		介護分																																																																																																																			
一 般 組 合 員	<u>1,000 分</u>	<u>1,000 分</u>	<u>1,000 分</u>	<u>1,000 分</u>	<u>1,000 分</u>	<u>1,000 分</u>																																																																																																																		
市町村長組合員	<u>の</u>	<u>の</u>	<u>の</u>	<u>の</u>	<u>の</u>	<u>の</u>																																																																																																																		
特定消防組合員	<u>36.48</u>	<u>4.88</u>	<u>1.7</u>	<u>36.48</u>	<u>4.88</u>	<u>1.7</u>																																																																																																																		
長 期 組 合 員	<u>1,000 分</u>			<u>1,000 分</u>																																																																																																																				
市町村長長期組合員	<u>の</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>の</u>	<u>—</u>	<u>—</u>																																																																																																																		
特定消防長期組合員	<u>1.52</u>			<u>1.52</u>																																																																																																																				
組合員の種別	給料又は期末手当等と掛金との割合			給料又は期末手当等と負担金との割合																																																																																																																				
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業																																																																																																																		
	短期分	介護分		短期分	介護分																																																																																																																			
一 般 組 合 員	<u>1,000 分</u>	<u>1,000 分</u>	<u>1,000 分</u>	<u>1,000 分</u>	<u>1,000 分</u>	<u>1,000 分</u>																																																																																																																		
市町村長組合員	<u>の</u>	<u>の</u>	<u>の</u>	<u>の</u>	<u>の</u>	<u>の</u>																																																																																																																		
特定消防組合員	<u>40.88</u>	<u>5.28</u>	<u>1.7</u>	<u>40.88</u>	<u>5.28</u>	<u>1.7</u>																																																																																																																		
長 期 組 合 員	<u>1,000 分</u>			<u>1,000 分</u>																																																																																																																				
市町村長長期組合員	<u>の</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>の</u>	<u>—</u>	<u>—</u>																																																																																																																		
特定消防長期組合員	<u>2.16</u>			<u>2.16</u>																																																																																																																				

変 更 前	変 更 後	備 考
(別表) 富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町、<u>高岡市水道局</u>、新川広域圏事務組合、下山用水組合、富山県市町村総合事務組合、富山地域衛生組合、砺波地方衛生施設組合、砺波広域圏事務組合、富山地区広域圏事務組合、中新川広域行政事務組合、高岡地区広域圏事務組合、富山県市町村会館管理組合、砺波地方介護保険組合、新川地域介護保険組合、砺波地域消防組合、富山県東部消防組合、新川地域消防組合	(別表) 富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町、<u>高岡市上下水道局</u>、新川広域圏事務組合、下山用水組合、富山県市町村総合事務組合、砺波地方衛生施設組合、砺波広域圏事務組合、富山地区広域圏事務組合、中新川広域行政事務組合、高岡地区広域圏事務組合、富山県市町村会館管理組合、砺波地方介護保険組合、新川地域介護保険組合、砺波地域消防組合、富山県東部消防組合、新川地域消防組合 附 則 1 この変更は、平成26年4月1日から施行する。 2 変更後の第43条第1項、第43条の2及び附則第2項の規定は、平成26年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。	地方公営企業の名称変更に伴う変更及び一部事務組合の解散に伴う別表からの削除

理 由 書

短期経理の健全な運営を図るために短期給付財源率及び介護保険財源率を引き上げる必要があること。

また、4月から育児休業手当金の支給割合が見直されることに伴い長期組合員等の育児・介護休業手当金に関する掛金・負担金率を引き上げる必要があること。

総務省通知に基づく短期経理から業務経理へ繰り入れる事務費の限度額を引き上げる必要があること。

一部事務組合等の名称変更及び解散に伴い組合員の範囲を定める別表を変更する必要があること。

以上の理由から定款の一部を変更するもの。

定款の一部を変更する定款要綱

項 目	説 明																							
1 変更の目的	(1) 当組合における短期給付事業の健全な運営と介護保険勘定の健全化を図るため、短期給付財源率及び介護保険財源率の引上げを行うもの。 (2) 育児休業手当金（休業開始前給料の 50%を支給）について、1 歳未満の子を養育するために育児休業を取得する場合の休業開始後 180 日間に限り、休業開始前の給料に対する給付割合を 67%に引き上げられることに伴い、長期組合員、市町村長期組合員及び特定消防長期組合員の育児・介護休業手当金の拠出金率に係る掛金・負担金率の引上げを行うもの。 (3) 総務省通知に基づき平成 26 年度における地方公務員共済組合の事務に要する地方公共団体の負担金等について、地方公務員等共済組合法施行規程第 7 条第 1 項の規定による短期経理から業務経理へ繰り入れる事務費の限度額が引き上げられることに伴う変更を行うもの。 (4) 地方公営企業の名称変更及び一部事務組合の解散に伴い、組合員の範囲を定める別表の変更を行うもの。																							
2 内 容	(1) 短期給付・介護保険財源率の引上げ関係（43 条 1 項・附則 2 項の表関係） ① 短期給付財源率 現行：72.96% → 変更後：81.76%（+8.8） ② 介護保険財源率 現行： 9.76% → 変更後：10.56%（+0.8） (2) 長期組合員等（後期高齢者医療制度の被保険者となる組合員）に対する育児・介護休業手当金の拠出金率に係る掛金・負担金率の引上げ （当組合における該当組合員なし） <table><tr><th>種 別</th><th>区 分</th><th>【現 行】 掛金又は負担金の割合</th><th>【変更後】 掛金又は負担金の割合</th><th>差</th></tr><tr><td rowspan="2">長期組合員等 （一般職）</td><td>給料に乗じる率</td><td>1.9 %</td><td>2.7 %</td><td>+ 0.8</td></tr><tr><td>期末手当等に乗じる率</td><td>1.52 %</td><td>2.16 %</td><td>+ 0.64</td></tr><tr><td rowspan="2">長期組合員等 （特別職）</td><td>給料に乗じる率</td><td>1.52 %</td><td>2.16 %</td><td>+ 0.64</td></tr><tr><td>期末手当等に乗じる率</td><td>1.52 %</td><td>2.16 %</td><td>+ 0.64</td></tr></table> (3) 平成 26 年度における短期経理から業務経理へ繰り入れる事務費の限度額の引上げ（45 条関係） 【現行】組合員 1 人当たり1,940 円 → 【変更後】組合員 1 人当たり2,005 円（+65 円） (4) 地方公営企業の名称変更及び一部事務組合の解散に伴う別表の変更 ① 平成 26 年 4 月 1 日付け名称変更 … 高岡市水道局 → 高岡市上下水道局 ② 平成 26 年 3 月 31 日付け解散 … 富山地域衛生組合を別表から削除	種 別	区 分	【現 行】 掛金又は負担金の割合	【変更後】 掛金又は負担金の割合	差	長期組合員等 （一般職）	給料に乗じる率	1.9 %	2.7 %	+ 0.8	期末手当等に乗じる率	1.52 %	2.16 %	+ 0.64	長期組合員等 （特別職）	給料に乗じる率	1.52 %	2.16 %	+ 0.64	期末手当等に乗じる率	1.52 %	2.16 %	+ 0.64
種 別	区 分	【現 行】 掛金又は負担金の割合	【変更後】 掛金又は負担金の割合	差																				
長期組合員等 （一般職）	給料に乗じる率	1.9 %	2.7 %	+ 0.8																				
	期末手当等に乗じる率	1.52 %	2.16 %	+ 0.64																				
長期組合員等 （特別職）	給料に乗じる率	1.52 %	2.16 %	+ 0.64																				
	期末手当等に乗じる率	1.52 %	2.16 %	+ 0.64																				
3 施行期日	平成 26 年 4 月 1 日																							